

## 適用拡大登録

|         |                |
|---------|----------------|
| 区 分     | 殺菌剤            |
| 農 薬 名   | スクレアフロアブル      |
| 種 類 名   | マンデストロピン水和剤    |
| 登 録 番 号 | 第 23701 号      |
| 登 録 会 社 | 住友化学株式会社       |
| 登 録 日   | 令和 5 年 9 月 6 日 |

## 登録内容

農薬登録申請書第 7 項「適用病害虫の範囲及び使用方法」を以下のとおり変更する。

- ・作物名「つるむらさき」を追加する。
- ・作物名「ブロッコリー」に適用病害虫名「黒すす病」を追加する。
- ・作物名「たまねぎ」に適用病害虫名「灰色かび病」を追加する。

### 【変更部分】

| 作物名    | 適用病害虫名                 | 希釈倍数   | 使用液量             | 使用時期      | 本剤の使用回数 | 使用方法 | マンデストロピンを含む農薬の総使用回数 |
|--------|------------------------|--------|------------------|-----------|---------|------|---------------------|
| つるむらさき | 紫斑病                    | 3000 倍 | 100～300<br>L/10a | 収穫 7 日前まで | 3 回以内   | 散布   | 3 回以内               |
| ブロッコリー | 菌核病<br>黒すす病            | 2000 倍 |                  | 収穫前日まで    |         |      |                     |
| たまねぎ   | 小菌核病<br>灰色かび病<br>灰色腐敗病 |        |                  |           |         |      |                     |

## 使用上の注意事項

農薬登録申請書第 8 項「使用上の注意事項」に(5)⑤、(6)および(7)を追加し、現行(6)以降を順次繰り下げ、別紙のとおりとする。

### 【追加事項】

- (5) ⑤高温多湿となりやすい施設栽培の場合は、散布前後に十分な換気を行い、極端な高温多湿となりやすい条件の場合は散布しないこと。
- (6) 施設栽培で施設内が高温多湿な場合は、薬害を防ぐため散布前後に十分な換気を行うこと。また、特に極端な高温多湿となりやすい条件の場合は使用しないこと。
- (7) みずかけな（水掛菜）に使用する場合は、ほ場内に水がない状態で使用すること。また、使用後 1 4 日間は入水しないこと。

別紙

【変更後】

8. 使用上の注意事項

- (1) 使用前に容器をよく振ること。
- (2) 散布液調製後はそのまま放置せず、できるだけすみやかに散布すること。
- (3) 散布量は対象作物の生育段階、栽培形態および散布方法に合わせて調製すること。
- (4) ぶどうに使用する場合、果粉の溶脱を生じるおそれがあるので注意すること。
- (5) なしに使用する場合、花卉の焼け、葉への褐点発生等の薬害を生じるおそれがあるので、次の点に注意すること。
  - ①開花期に使用する場合、展着剤を加用しないこと。
  - ②他の薬剤を混用する場合や展着剤を加用する場合は、事前に薬害の有無を十分に確認してから使用すること。
  - ③気象条件等により散布時や散布後に湿度が高く、薬液が長時間乾かなかつた場合は、薬害が生じやすいので、使用しないこと。
  - ④施設栽培、トンネル栽培、雨除け栽培などの多湿になりやすい条件下では薬液が乾きにくいおそれがあるため、注意して使用すること。
  - ⑤高温多湿となりやすい施設栽培の場合は、散布前後に十分な換気を行い、極端な高温多湿となりやすい条件の場合は散布しないこと。
- (6) 施設栽培で施設内が高温多湿な場合は、薬害を防ぐため散布前後に十分な換気を行うこと。また、特に極端な高温多湿となりやすい条件の場合は使用しないこと。
- (7) みずかけな（水掛菜）に使用する場合は、ほ場内に水がない状態で使用すること。また、使用后 1 4 日間は入水しないこと。
- (8) 乾燥が続く条件下においてほうれんそうに対し灌注で使用する場合、株立数減少などが起きることがあるので注意すること。
- (9) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (10) 本剤の使用に当っては使用量、使用時期、使用方法等を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。